

更生保護における性犯罪者処遇プログラムの 現状と課題

— 性犯罪加害者処遇に関する一考察 —

名古屋保護観察所 保護観察官 中村秀郷

名古屋保護観察所 保護観察官 大塚和徳

(要約)

本研究は、平成18年9月から更生保護に導入された性犯罪者処遇プログラムについて、実践現場から見えてきた課題を明らかにし、今後のプログラムの在り方について実施体制・内容も含めて示唆を得ることを目的とする。

A保護観察所の特別処遇実施班の経験者を中心にコア・プログラム実施経験のある22名の保護観察官を調査対象とし、半構成質問紙を用いてインタビュー(半構造化面接)を行い、質的情報を収集した。196個の質的データ内容分析の結果、7個のカテゴリー、18個のサブカテゴリーが生成された。分析結果を踏まえ、カテゴリーごとに先行研究、統計及び実践現場の現状の分析を通して考察した。

本研究から、プログラムの実施体制・内容、保護観察終了後の支援体制、矯正との連携など実践現場で課題が表出していることが示唆された。今後もエビデンスの蓄積、科学的な効果検証を行い、より効果的なプログラム策定について更なる検討が求められる。

キーワード：更生保護、性犯罪者処遇プログラム、認知行動療法、RNRモデル

1 問題意識

平成16年11月に奈良県で発生した小学1年生女児誘拐殺人事件をきっかけに性犯罪者処遇の充実強化を求める世論の声が高まり¹、平成17年4月に法務省矯正局と保護局は性犯罪者の再犯防止策の一貫として「性犯罪者処

遇プログラム研究会」を発足させ、平成18年度から性犯罪者処遇プログラム(以下、一部を除き「プログラム」という。)を現場に導入した。保護のプログラムは主にイギリスのプログラムをベースに作成され²、一部の庁における試行実施後、平成18年9月から全国の保

- 1 犯人が過去に児童に対するわいせつ事件で保護観察付執行猶予となり、同種再犯で執行猶予を取消されて刑事施設に入所し、その後仮釈放となって保護観察を受けた経歴を有していた。
- 2 矯正のプログラムはカナダのプログラムをベースに作成されており、保護のプログラムがベースとしたイギリスのプログラムは基本的にカナダのプログラムを発展させたものであるため、認知行動療法とリラクス・プリベンションなどの両者の背景理論は共通している。

護観察所に導入された。

これは我が国の更生保護領域にとって、実証的根拠に基づく実践(EBP)とRNRモデル³の実践が始まったことにプログラム導入の大きな意義があり、対象者に受講が義務付けられるのと同時に再犯抑止効果の実証が求められるようになったといえる(生島(2011), 染田(2012)など)。

性犯罪者処遇プログラムは、認知行動療法を基礎としたコア・プログラムを中核とし、導入プログラム、指導強化プログラム、家族プログラムから構成されている。コア・プログラムは保護観察官の個別処遇を中心に実施されているが、東京、名古屋、大阪など一部の保護観察所では集団処遇(グループワーク)を中心に実施されている。集団処遇実施庁では、特別処遇実施班の保護観察官がコア・プログラムを実施している⁴。個別処遇、集団処遇に共通の処遇として、主任官が毎月保護司の報告をもとに対象者の急性リスクチェッ

クを行い、それに基づき適切な介入措置を行っている⁵。

プログラムに関する先行研究は、名執・鈴木(2006)は矯正と保護のプログラムの策定経緯とその基本的枠組みを論じ、多久島(2006)は保護のプログラムの構成、内容について概括し、大谷(2006)はプログラムの試行実施から見えてきた本格実施にあたっての課題を論じている。また、名古屋、東京、横浜の各保護観察所がプログラムの取組状況を報告している(名古屋保護観察所特別処遇実施班(2008)、東京保護観察所特別処遇実施班(2009)、只野(2012))。平成24年12月に法務省がプログラムの効果検証を実施し、プログラムが全ての犯罪と性犯罪の両方の再犯防止に一定の効果を上げていることが示唆され、さらに勝田・羽間(2013)は法務省の検証結果をもとにプログラムの受講群と非受講群の人数を一致させた再分析を行って、受講群の再犯リスクの分析を行っている。

- 3 再犯を減少させるためには、リスク原則(Risk principle)、ニーズ原則(Need principle)、レスポンスビリティ原則(Responsivity principle)の3つの原則を中核とする原則に基づいて犯罪者のアセスメントと処遇を行うことが効果的であるとするモデル。すなわち、犯罪者の再犯リスクを評価し、処遇密度を犯罪者の再犯リスクの大きさに合わせて処遇を行い(Risk principle)、当該犯罪者が抱えている再犯リスク要因のうち処遇によって改善可能な動的リスク(犯罪誘因性ニーズ)要因に処遇の焦点をあて(Need principle)、当該犯罪者に最も適合した処遇方法を選択して処遇を実施する(Responsivity principle)ことが再犯の減少のためには最も効果的であるとされる(Bonta and Andrews, 2007)。なお、再犯リスクには、年齢、性別、犯罪歴など処遇によって変更できない再犯リスク要因を意味する静的リスクと住居・就労の有無、家庭関係の安定、薬物乱用の有無と程度など処遇によって改善ないし変更可能な再犯リスク要因を意味する動的リスクに分けられるとされており、前者を狭義の意味でのリスク、後者を犯罪誘因性ニーズ(又は単にニーズ)と表記することがある。我が国の性犯罪者処遇プログラムにおけるリスク原則の実践としては、指導強化プログラムにおいて、保護観察開始後2年まで、RAT(静的リスクのアセスメントツール)の評点が6点以上を高リスク対象者として、保護司は毎月3回程度(うち1回は往訪)の頻度で面接を行い、保護観察官は3か月に1回以上の頻度で面接を行う一方、5点以下は低リスク対象者として、保護司は毎月2回程度(3か月に1回程度往訪)の頻度で面接を行い、保護観察官は6か月に1回以上の頻度で面接を実施するなど(保護観察開始後2年以降は、高リスク対象者及び低リスク対象者ともに保護司の接触頻度は毎月2回程度、保護観察官の接触頻度は必要に応じて実施する)、対象者の再犯リスクの大きさに合わせて面接の頻度を変えて処遇を行っていることが挙げられる。
- 4 コア・プログラム受講日は可能な限り主任官に各セッション後のクールダウン面接を依頼し、また、最終のEセッション(再発防止計画)には可能な限り主任官に同席を求めている。
- 5 急性リスクとは再犯の予兆のことであり、具体的には動的再犯リスクの一種で、再犯の契機を生む短期的な状態を指すものである。このチェック方法は「急性リスクチェックシート」を用いる。対象者の急性リスクに顕著な変化が見られ、危険性が高まったと判断される場合などには主任官が必要な指導又は措置を行っている。

先行研究においては、現状のプログラムの実施状況を調査分析して課題を考察したものではなく、効果検証においては統計分析が中心であり、どちらも実践現場から見えてきた課題を取り上げて論じられたものではない。また、効果検証において全ての再犯について仮釈放者、保護観察付執行猶予者ともにプログラム受講群は非受講群よりも4年経過時点の推定再犯率が有意に低く、再犯防止に一定の効果があることが明らかになったが⁶、いまだ受講群の推定再犯率が20%以上であり、プログラム導入から7年経過した現在、プログラムの実施状況、保護観察終了後のフォローアップの問題も含め、実務において様々な課題が表出していると考えられる。

そこで本稿では、これらの動向を踏まえながら、プログラムの実践現場から見えてきた課題を取り上げ、今後のプログラムの在り方について、プログラムの実施体制・内容も含めて考察していきたい。

なお、本稿は第2回日本更生保護学会大会において筆者が報告した性犯罪者処遇プログラムの現状と課題の報告内容をベースに加筆修正を加えたものであり、本文中意見にわたる部分はあくまでも筆者の私見であることをお断りしておく。

2 研究目的

更生保護における性犯罪者処遇プログラムについて、実践現場から見えてきた課題を明らかにし、今後のプログラムの在り方について実施体制・内容も含めて示唆を得ることを

目的とする。

3 研究方法

保護観察官へのインタビュー調査を行い、その結果の質的データを内容分析し、また、先行研究、統計及び実践現場の現状の分析を通して、プログラムの課題を考察する。

研究協力者(調査対象者)：A保護観察所の特別処遇実施班の経験者を中心にコア・プログラム実施経験のある22名の保護観察官を調査対象とした。平成25年度のA保護観察所の特別処遇実施班の班員及び過去の同班班員のうち19名、他庁での個別処遇経験者2名、他庁での集団処遇経験者1名の協力を得た。

評価者：質的研究独自の評価基準の代表的なものに信用性があるが(フリック, 2002)、本調査では信用性確保のため、2名の評価者のチェックを受けた。メンバーチェックとして研究協力者(調査対象者)である主任保護観察官に調査内容、分析内容を確認してもらい助言を受けた。ピアによる検討として統括保護観察官に研究方法、分析方法及び分析結果、考察を含め全体にわたり指導、指摘を受けた。

調査者及び調査期間：本調査の調査者は筆者2名であり、調査期間は平成25年8月から12月にかけて、分担してインタビュー調査を実施した。

調査方法と分析方法：半構成質問紙を用いてインタビュー(半構造化面接)を行った。質問項目は、①プログラムの実施にあつ

6 4年経過時点の推定再犯率は、仮釈放者は受講群22.6%、非受講群30.0%、保護観察付執行猶予者は受講群22.0%、非受講群35.6%であった(法務省, 2012)。

て困難に感じたことは何か、②プログラムの課題と感ずることは何か、を中心にそれらを意識しながら研究協力者の話の展開に任せて、③受講対象者、④実施者、⑤実施体制、⑥内容などプログラムに関連する質問を絡めて聴き取った。そして、聞き取り内容を記述し、オープン・コーディングの処理を行い、さらに焦点的コーディングを行って、得られたデータを意味単位で箇条書きにして質的データとして整理し、プログラムの課題に関わる部分をコード化し、類似の内容をまとめカテゴリー化した(佐藤, 2008)。コーディング、カテゴリー化の過程においては、結果に客観性を持たせるため、調査者の意見が一致するように、KJ法の要領でコード同士の関係を整理し、評価者のチェックを受けながら実施し、妥当性の確保に努めた。

倫理的配慮: 調査の趣旨、プライバシーの配慮、調査協力は自由意思によるものとし、結果は学術目的以外には使用しないことを口頭で説明し、同意を得てインタビューを行った。なお、本調査は特定の現場施設の特定部署の勤務経験者を中心に行ったものであるため、個人が特定される属性の詳細な記載は行わないものとする。

4 結果

得られたデータ196個の質的データ内容分析の結果、7個のカテゴリー、18個のサブカテゴリーが生成された(表)。以下、カテゴリーは「**」**、サブカテゴリーは「**」**で示す。

サブカテゴリー『受講対象者の選定方法』、『受講対象者の動機付け』で構成されるカテ

グリーは、受講意欲、知的能力をはじめとする受講対象者の状況により、プログラム実施に影響を受けていると保護観察官が認識している状況を示し、「受講対象者に関する課題」と命名した。

サブカテゴリー『矯正の実施体制』、『矯正と保護の連携』で構成されるカテゴリーは、保護観察官がプログラム実施の際に、受講対象者が矯正施設で受講したプログラム及び矯正施設における実施体制の影響を受けていると認識している状況を示し、「矯正との連携に関する課題」と命名した。

サブカテゴリー『高度な処遇技術が必要』、『十分な研修機会の確保』で構成されるカテゴリーは、プログラムを効果的に実施するためには処遇技術の向上が課題であると保護観察官が認識している状況を示し、「実施者の処遇技術に関する課題」と命名した。

サブカテゴリー『地域支援体制の確保(本人)』、『地域支援体制の確保(家族)』で構成されるカテゴリーは、保護観察終了後に地域で対象者及び家族を支援する機関が少ないことが課題であると保護観察官が認識している状況を示し、「保護観察終了後の支援体制に関する課題」と命名した。

サブカテゴリー(集団処遇の)『コア・プログラム実施中の連携』、『フォローアップにおける連携』で構成されるカテゴリーは、集団処遇実施庁において、保護観察官が集団処遇担当者と主任官の連携が重要であると認識している状況を示し、「集団処遇担当者と主任官の連携に関する課題」と命名した。

サブカテゴリー(集団処遇の)『仮釈放者と保護観察付執行猶予者の混在』、『矯正施設の

表 インタビュー調査「質的データ内容分析」

カテゴリー	サブカテゴリー	質的データ数	主な内容
受講対象者に関する課題 (49)	受講対象者の選定方法	20	<ul style="list-style-type: none"> ・通達上専門的処遇プログラムの選択実施が可能(複数実施も可能)であるが、性犯罪の原因が薬物等でも性犯罪者処遇プログラムの受講が優先されている。 ・知的能力が低い者にプログラムの理解は困難である。
	受講対象者の動機付け	29	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の特別改善指導(R3:性犯罪再犯防止指導)の受講拒否者は動機付けが困難である場合が多い。 ・保護観察付執行猶予者は仮釈放者と比べて動機付けが困難である場合が多い。 ・プログラムの理解が難しい知的能力が低い者は動機付けが困難である場合が多い。 ・動機付けが低く、実施者に対して反発する受講対象者がいる。 ・否認事案の場合、動機付けが困難である。
矯正との連携に関する課題 (29)	矯正の実施体制	7	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正では受講者からワークブックを回収している。 ・性犯罪再犯防止指導終了から仮釈放までの期間が長い者がいる。
	矯正と保護の連携	22	<ul style="list-style-type: none"> ・引継資料が限定的のため、プログラムの実施状況(グループでの役割、受講態度、発言、理解の程度など)がよく分からない。 ・矯正と保護のプログラム実施状況の情報の共有が不十分である。
実施者の処遇技術に関する課題 (6)	高度な処遇技術が必要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム実施者には処遇能力向上が不可欠である。
	十分な研修機会の確保	5	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム実施者の研修の機会が少ない。
保護観察終了後の支援体制に関する課題 (32)	地域支援体制の確保(本人)	31	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者の地域社会における支援体制ができていない。 ・性犯罪者を支援する医療機関、カウンセリング機関が少ない。 ・性犯罪者を支援する公的な支援機関が少ない。 ・性犯罪者を支援する自助グループ(SA)が少ない。
	地域支援体制の確保(家族)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者の家族を支援する機関が少ない。
集団処遇担当者と主任官の連携に関する課題 (40)	コア・プログラム実施中の連携	22	<ul style="list-style-type: none"> ・コア・プログラムにおける主任官のクールダウン面接、最終のEセッション(再発防止計画)への積極的関わりが重要である。
	フォローアップにおける連携	18	<ul style="list-style-type: none"> ・主任官が実施する指導強化プログラム、家族プログラムなどフォローアップの際の連携が重要である。 ・主任官による再発防止計画の見直し、確認の際の連携が重要である。
集団処遇のメンバー構成に関する課題 (30)	仮釈放者と保護観察付執行猶予者の混在	2	<ul style="list-style-type: none"> ・集団処遇では、保護観察付執行猶予者のみのメンバー構成の場合は理解の深まりに欠けるケースが多い。
	矯正施設の性犯罪再犯防止指導の受講者と非受講者の混在	1	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の性犯罪再犯防止指導の拒否者は、動機付けの低い場合が多く、他のメンバーに悪い影響を与えるケースが多い。
	犯行態様における接触型と非接触型の混在	7	<ul style="list-style-type: none"> ・集団処遇では、犯行態様における接触型と非接触型の混在は互いに共感できず、処遇効果が低いケースが多い。
	その他メンバー構成	20	<ul style="list-style-type: none"> ・集団処遇は被害者が男性である者はグループ分けをしたほうが良い。 ・集団処遇は被害者が子供である者と大人である者はグループ分けをしたほうが良い。 ・集団処遇は受講意欲がある者と受講意欲がない者が混在しているのが問題である。 ・集団処遇は動機付けの低い者が他のメンバーに悪い影響を与える。 ・集団処遇は言語化ができない者など能力的に低い者には難しい。
実施体制・内容に関する課題 (10)	実施回数	2	<ul style="list-style-type: none"> ・コア・プログラムの実施回数が少ない。
	実施日時	3	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日時が平日昼間で固定されており、受講者に負担を強いている。
	ワークブック	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークブックは事案・能力に応じて複数あったほうが良い。
	実施体制	4	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察処分少年、仮退院者も実施対象にしたほうが良い。 ・プログラム内容が能力的に低い者向けになっていない。
質的データ合計		196	

性犯罪再犯防止指導の受講者と非受講者の混在』、『犯行態様における接触型と非接触型の混在』、『その他メンバー構成』で構成されるカ

テゴリーは、様々な対象者を同じグループで構成する集団処遇の実施体制が有効であるものの課題も含んでいると保護観察官が認識し

ている状況を示し、「集団処遇のメンバー構成に関する課題」と命名した。

サブカテゴリー（プログラムの）『実施回数』、『実施日時』、『ワークブック』、『実施体制』で構成されるカテゴリーは、現状のプログラム実施体制・内容に課題があると保護観察官が認識している状況を示し、「実施体制・内容に関する課題」と命名した。

5 考察

本節では、インタビュー調査の質的データ内容分析結果を踏まえ、生成したカテゴリーごとに、質的データ内容分析結果に加えて、先行研究、統計及び実践現場の現状の分析を通して、プログラムを効果的に行うための今後の課題を考察していきたい。

① 受講対象者に関する課題

対象者の受講意欲に関係なく、特別遵守事項に設定されて受講が義務付けられるため⁷、特に否認事案、矯正施設における特別改善指導（R3：性犯罪再犯防止指導）の受講拒否者、保護観察付執行猶予者の一部に動機付け面接が困難な者、最後まで反抗的態度の者等もあり、実施に支障が出ているとの意見が散見された⁸。そのため、個別事案（矯正での処遇状況、知的能力、否認事案など）に応じた選定も検討の余地があると考えられる。

具体的には、①保護観察付執行猶予者の場

合、地方裁判所等の判決言渡し段階でプログラムの実施体制を知らされておらず、仕事よりプログラムを優先することに不満を持ち、それが原因で受講意欲が低下するケースが見られる。②仮釈放者の場合、仮釈放要件の更生意欲の点からも疑問が残るが、矯正施設で性犯罪再犯防止指導を受講拒否・離脱した者が3か月以上の仮釈放期間となり受講対象となるケースが見られる。③能力的に低い対象者は、集団処遇ではメンバー、ファシリテーターとのやりとりの中で能力の低さが大きく露呈してしまう。個別処遇でも指定のワークブックでは理解が難しい者もあり、独自資料を用いるなど工夫している庁もある。そのため、絵・写真を中心に視覚化し、知的能力が低い者でも理解し易い簡易なワークブックの開発・導入も検討の余地があると考えられる。

また、通達上複数の専門的処遇プログラム（覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラムなど）の実施要件に該当した場合は選択できる規定になっているが（複数実施も可能）、現状、特別遵守事項の決定、選定意見で性犯罪者処遇プログラムが優先されており、保護観察所もそのまま実施するのが通常である⁹。性犯罪の原因が覚せい剤使用や粗暴的傾向のケースも見られるため、綿密なアセスメントを先に行い、その結果に基づいて実施プログラムを選択するなど運用方法に検討の余地があると考えられる。

7 プログラムの受講対象者は特別遵守事項に「性犯罪者処遇プログラムを受けること。」が規定された仮釈放者、保護観察付執行猶予者である。特別遵守事項の設定は、仮釈放者については地方更生保護委員会が決定をもって定め（更生保護法52条2項、3項）、保護観察付執行猶予者については地方裁判所等の意見を聴いた上で保護観察所の長が定める（更生保護法52条4項）。実務上、保護観察所は地方更生保護委員会の決定及び地方裁判所等の意見を尊重する運用がなされている。

8 自発的通院が中心で患者に治療動機付けがある医療現場の治療とはこの点が大きく異なる。

9 前掲注7参照。

② 矯正との連携に関する課題

矯正と保護は、性犯罪者処遇プログラムの効果を高めるために緊密な連携（連続性の高い処遇の展開）を図ることになっている（富田（2011）、名執・鈴木（2006）、法務省（2005））。

この点、処遇記録・情報の共有に関して、矯正施設から保護観察所への引継資料が限定的であり、対象者の性犯罪再犯防止指導の状況（グループでの役割、受講態度、発言、理解の程度など）、動的リスクの情報共有が十分とは言えない状態で保護のプログラムを開始しているのが実情である。また、矯正施設では、①受講者からワークブックを回収する、②性犯罪再犯防止指導終了から仮釈放までの期間が長い者もいる（例えば1年経過後など）、③受講者の理解度にばらつきがあることなども保護のプログラム実施に影響を与えている。

したがって、矯正と保護の継続的処遇の考え方に基づく密度の濃い引き継ぎを行うためにも、効果的な情報共有の在り方（引継資料の拡充、必要なケースについてプログラム実施者間で個別に情報交換を行うなど）について更なる検討の余地があると考えられる。

③ 実施者の処遇技術向上に関する課題

性犯罪者処遇プログラムを効果的に行うためには、実施担当者の処遇技術向上（必要技術の習得、十分な研修・訓練など）が不可

欠である（里見（2013）、多久島（2006）、大谷（2006））。特に集団処遇では一人一人の対象者の問題点を的確に把握した上で、それに応じた目標を定めつつグループをマネジメントすることはファシリテーターの力量に拠るところが大きく（里見、2013）、認知行動療法に関する正確な知識の学習が不可欠である。例えば、ABCモデル（出来事、認知、結果）理論を整理できないと教育効果は得られず、誤ったアプローチに繋がりがやすいといえる。

現状、保護観察官は任命された直後の中等科研修等にプログラムの科目が数時間あるのみで、その後の十分な全国的な研修体制は確保されておらず、各庁に委ねられている。諸外国に比べて、処遇技術向上の機会が少なく、研修体制の充実が課題であると考えられる¹⁰。

④ 保護観察終了後の支援体制に関する課題

刑事司法は処分の期間が定められており、保護観察終了後は保護観察所による対象者のフォローアップはできないため、保護観察の枠組みの期間内に適切な社会資源に繋げることが対象者の性犯罪再犯防止、継続支援・社会復帰に有用といえる（中村、2013）。この点、薬物事犯者と比べて性犯罪者に対する社会内における支援体制は十分に整っておらず¹¹、その結果、社会資源に繋がらないまま保護観

10 例えば、カナダのBC州では性犯罪者を担当する保護観察官は、保護観察官としての実務経験1年以上、かつ、矯正保護局から指定された性犯罪者研修（オンライン講座35時間、講義形式5日間）を終了していることが資格要件となっている（神谷、2007）。

11 自助グループ（SA等）がない地域が多く、性依存治療のノウハウがある医療機関に至っては都市部を除きほとんどないのが現状である。同様に処遇プログラムを実施している薬物事犯者の場合、プログラム終了後に期間満了後も見据えてダルク、NA、精神保健福祉センター等に繋ぐことが可能である。

察終了後に再犯に至ったケースが散見されている。これは実社会において一人では再発防止計画の実践が困難であることを表しているといえ、再犯防止には地域支援体制の構築が大きな課題であると考えられる¹²。

なお、2012年に大阪府で「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」が施行され、特定の性犯罪者に刑期終了後5年間の住所届出を義務化し、ソーシャルワーカーと臨床心理士による社会生活サポートと認知行動療法による専門プログラムのカウンセリングなど社会復帰支援の取り組みを開始したが、刑期終了後であることや医療支援が盛り込まれず監視的要素が強いことから全国的な広がりには至っていない。

⑥ 集団処遇実施庁における集団処遇担当者と主任官の連携に関する課題

プログラムが高い効果を生み出すためには、各プログラム(導入, コア, 指導強化, 家族)の充実及び相互の連携を図ることが重要である(大谷, 2006)。また、実生活での再発防止計画の継続を確認し、メンテナンスを図る際には、集団処遇担当者と主任官、主任官と担当保護司の緊密な連携が不可欠である(里見, 2013)。

集団処遇実施庁では、コア・プログラム終了後のフォローアップは主任官が実施している。処遇の各段階において、対象者のプログラム実施状況に詳しい集団処遇担当者の関わりが動的リスクの把握に有効であり、また、コア・プログラムにおける主任官のクールダ

ウン面接、最終のEセッション(再発防止計画)への積極的関わりが求められるが、これらの点において更なる連携が求められる。

⑥ 集団処遇実施庁における集団処遇のメンバー構成に関する課題

集団処遇実施庁では、概ね3～5名の対象者でグループを構成して集団処遇を実施しており、メンバー構成は、①仮釈放者と保護観察付執行猶予者の混在、②矯正施設の性犯罪再犯防止指導の受講者と非受講者の混在、③犯行態様における接触型と非接触型の混在が特徴として挙げられる。

集団処遇は、対人認知の歪みや対人スキルを学ぶ場としてふさわしく、メンバー構成の混在の方がより多くの視点や立場に立った発言が期待でき、対象者の認知の変容に与えるインパクトが大きいと考えられる(大谷(2006), 多久島(2006)など)。しかし、グループワークの目的はグループダイナミクスを図ることにあるが、一部の者がグループをかき回すことで他のメンバーにも悪影響を与えている事案が散見されるなど「① 受講対象者に関する課題」が集団処遇実施時に特に表面化している現状がある。調査結果においても現状のメンバー構成方法に肯定的な意見が多いが、動機付けが低く他のメンバーへ悪影響を与える者は個別処遇での対応も検討の余地があると考えられる。

また、メンバー間の悪影響も考慮し、例えば接触型・非接触型など犯行態様に応じたグループ分け、矯正施設と同様に危険因子が高

12 五十嵐(2013)は、「認知行動療法を基盤とした治療プログラムは、英国と日本とでは大きな差異はないが、MAPPAのような法的根拠をもつ性犯罪者の処遇に係る関係諸機関の連携協力体制は存在していない。」と指摘している。

い者と低い者を別グループで実施(又は危険因子が高い者に限定)、危険因子が高い者はグループに入れずに個別処遇を実施(又は判明段階で個別処遇に切り替える)といった対応も検討の余地があると考えられる¹³。

⑦ 実施体制・内容に関する課題

コア・プログラムは、保護観察所の開庁時間に全5回実施されている。対象者の多くが就労を中心に社会生活を営んでいるが、保護観察所の執務体制の問題もあり、現状の改善は困難であると考えられる。ワークブックに関しては①で指摘した通りである。

6 更生保護における性犯罪者処遇プログラムに関する総合的考察

① 性犯罪者の特性(就労と犯罪の関連性)

保護観察対象者の再犯率は無職者が有職者の4倍以上高い実証データが各種統計で示されており、一般的に対象者が無職である状態は再犯の大きなリスク要因といえ、再犯を防止するためには就労の確保が極めて有効であることは明らかといえる(中村, 2014)。

一方、性犯罪である強姦及び強制わいせつの検挙人員の犯行時における有職者の比率は一般刑法犯の約2倍高いという統計データもあり¹⁴、これは性犯罪者にとって有職者であることが性犯罪の危険因子、リスク要因の低下と関連性が低いことを示している。

性犯罪者の再犯防止には就労指導に重点を

置く通常の保護観察処遇が必ずしも有効とはいえ、危険因子が人によって異なる性犯罪対象者の処遇に保護観察官、保護司の多くが困難を感じているのが実情であり、専門的な処遇が不可欠であると考えられる。

② 地域支援体制

我が国の性犯罪加害者処遇は、矯正と保護など刑事司法機関を中心に実施されている現状があり、社会内における支援体制は十分に整っていない。社会資源はSA等の自助グループや数少ない性依存治療施設が中心で、精神保健福祉センター、保健所など公的機関において治療・支援を行っている薬物・アルコール依存症者と比べてこの点に大きな差がある。これらの相談・治療ノウハウがある公的機関が性依存の相談・治療に関わることができれば刑事処分後のフォローアップが本格的に進むと考えられる。

③ 集団処遇(グループワーク)の有効性

グループワークにおいて全セッション終了後にプログラムの感想を求めると、「グループセッションで他の受講者の意見を聞いたことがよかった。様々な考え方があることを知った。」と述べる者は多い。グループワークは他の受講者の影響から積極的にセッション時に発言をする等の動機付けに対する効果がある他、他の受講者の話を聞くことで、自身の特異な考え方の傾向を知り、多様な認知への気

13 我が国の矯正施設のプログラムは、対象者を綿密なアセスメントにより再犯可能性の大きさ、性犯罪に繋がる問題性の大きさに応じて三種の密度(高密度、中密度、低密度)を設けて実施している(山本, 2012)。諸外国を見るとスウェーデンの矯正施設では、プログラムのグループ分けは同種犯罪者のみ又は混合など模索中の状態である(矢野, 2013)。

14 平成18年版犯罪白書によると、平成17年の犯行時の就労状況別検挙人員構成比は、有職者の割合が強姦は68.2% (無職者24.3%)、強制わいせつは67.3% (同20.7%)、一般刑法犯は33.2% (同34.5%)であった。

付きが促されることが示唆された。

④ 再犯事案調査から得た知見

再犯事案調査¹⁵から得た知見として、同種再犯を惹起した者に、保護観察官や保護司との接触は良好でプログラムの受講態度は良く、実施者からの評価が高かったケース、仕事を持っていたケース、「被害者の気持ちが理解できた」と述べていたケースが散見された。

調査対象者は、再犯に至った要因として「女性への怒り」、「人間不信」、「被害者感情への反発」、「強姦でなければよい」、「一度だけなら捕まらない」、「相談先の不足」、「薬物・アルコール問題」、「借金問題」、「強姦・痴漢・盗撮等のアダルトサイト及びDVDの視聴」、「再発防止計画の見直しなし」、「女性の嫌がる顔を見たかった」、「性的な悩みを相談できなかった」などを挙げていた。それに対して、調査実施者はそれらを基に「孤独感」、「特異な自動思考」、「能力的な制限によるプログラムの理解不足」、「ストレス脆弱性」、「交友関係の乏しさ」、「共感力の不足」、「ソーシャルスキルの未熟さ」等を所見に挙げていた。

これらの考察から、再犯の要因は「歪んだ認知」、「ストレス負荷」、「薬物問題」、「孤立感」などの影響が大きいことが窺え、性犯罪の再犯防止には「居場所」、「相談先」、「適切なストレス発露」、「より良い人生への意欲」、「再発防止計画の見直し・確認」等が必要であると考えられる。

⑤ SA(セックスアホーリクス・アノニマス)の有効性

対象者の中には「プログラムを受講したら問題性を解決できる。止めたい気持ちや罪悪感があれば解決できる。」といった考えを持っている者は多く、プログラム終了後もその認知の改善が図れず再犯に至ったケースも見られる。再犯後にSAに繋がったケース等から得た知見として、同じ問題を抱える仲間に率直に自身の気持ちや過去の経験を語り及ぶ自身も仲間が語る体験や気持ちを聞くことの経験が有用であり(SAホワイトブック(2010)、マキュー(2007)など)、ヘルパーセラピー機能に加えて自身の「物語」を通して援助を行うナラティブアプローチの相互実施が有効であると考えられる。SAに身を置くことで、援助を受けるだけでなく、援助を与える側にも立つことになり、その経験を通じて自身が再構成される実感を得ることができ、現実として存在し、支配している「物語」を共同して見出していく作業が性依存からの回復の出発点であり(マルナ, 2013)、新たな意味の世界を創り出すことにより、問題状況から決別できることが示唆された。

A保護観察所では、SAメンバーが持参したリーフレットやSAのホームページからプリントアウトした資料をプログラム受講者に手渡し、SAの説明を行った上で参加を促すなど、SAと対象者をリンケージする機能を果たしている。

15 A保護観察所では、①A保護観察所においてプログラムを受講し、②再犯惹起して刑事施設に入所し、③A保護観察所管内で生活環境の調整が係属し、④帰住予定地で帰住可であるケースの一部について、生活環境の調整の一環として特別処遇実施班の保護観察官が刑事施設に赴き面接を実施している(以下、「再犯事案調査」という)。本研究では平成18年9月から平成25年9月末までに再犯事案調査を実施した12件の記録を分析し、プログラムの受講状況(受講態度、認知の変容、再発防止計画など)、再犯状況、再犯の原因に対する実施者の所見などを一部参照した。

⑥ 諸外国と日本の性犯罪者処遇の特徴

藤本(2013)は性犯罪者に対する再犯防止対策について諸外国はソーシャル・エクスクルージョン(社会的排除)の政策(情報公開, 電子監視, 重罰化, 予防的拘禁など)に軸足を向けているが, 我が国では性犯罪者処遇プログラムを主軸とした対象者の社会復帰を図り再犯防止を図るソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の政策であると指摘しており, 更生保護における性犯罪者処遇プログラムの社会で果たす役割は大きいといえる。

⑦ 性犯罪者に対する有効なアプローチ

性犯罪者処遇には再犯予測・原因, 危険因子の特定の難しさがああり, プログラムを通して課題を整理・把握し, 改善していく必要がある。そして, 対象者の社会参加を促し, 自己有用感を高めるよう見守り, 社会資源へのリンケージも必要であろう。そのためにも, 性犯罪加害者処遇には, 臨床心理学的アプローチ, 精神医学的アプローチ, ソーシャルワーク的アプローチ, 教育学的アプローチをはじめ, あらゆる学問が性犯罪者の抱える諸問題の解決に向かっていかなければならない。そして, これらの学問が高い次元で融合することが必要である。

RNRモデルの実践という観点からみると, 我が国の性犯罪者処遇プログラムでは, 対象者の静的リスクの評点から評価される再犯リスクの大きさに基づいて決められた接触頻度に従って保護司及び保護観察官が対象者と面接を実施しており(リスク原則), また, 性犯罪者に共通する安定的な動的リスク(ニーズ)に対処するコア・プログラムを実施している

ほか, 毎月保護観察官が対象者の急性の動的リスク(ニーズ)のチェックを行って動的リスク(ニーズ)を把握し, それに焦点をあてた処遇を行っており(ニーズ原則), さらに, コア・プログラムは認知行動療法を基礎にしている(リスポンシビティ原則)など, RNRモデルに基づいた処遇が行われるようになったといえる。コア・プログラムの効果に加えて, これらの現場におけるRNRモデルの実践がプログラムの効果検証の結果に繋がったものと考えられる。

さらに近年, 諸外国ではRNRモデルに加えて, 犯罪者の長所を基盤として更生を促そうとするもので犯罪者の具体的な関心や能力, 願望に応答するGLM(Good Lives Model)が新潮流として活性化し, 両者を両輪としてプログラムを進めることが主流となっている(染田(2012), 五十嵐(2013), 妹尾(2013), 浦田(2013), Ward(2012)など)。我が国の保護観察処遇は保護観察官と保護司による協働態勢という大きな特徴があるが, 保護観察官と保護司の役割分担を活かして, RNRモデルとGLMを融合した性犯罪者処遇を実践することが有効かもしれない。

7 結語及び展望

本稿では性犯罪者処遇プログラムの現状及びプログラムの実践を通して現場から見えてきた課題を取り上げ, 今後の性犯罪者処遇プログラムの在り方について, プログラムの実施体制・内容も含めて考察してきた。本研究は調査対象が少ないこともあり, 分析・考察には限界があるといえる。カナダ, イギリスをはじめエビデンスに基づいた海外の性犯罪

者処遇は20年以上の歴史があり、エビデンスの蓄積は相当進んでいる。

我が国の性犯罪者処遇プログラムは導入から日が浅いが、諸外国の状況、実践現場から見てきた課題を取り上げつつ、データの蓄積、科学的な効果検証及びその結果を踏まえたブラッシュアップを行い、より効果的な実施体制の整備、プログラムの策定に反映されることを期待したい。そして、我が国において性犯罪者に対する有効な支援方法の研究、地域社会資源の充実が進むことを期待して本稿を閉じたい。

引用・参考文献

Bonta, J. and Andrews, D. A., 2007, "Risk-Need-Responsivity Model for Offender Assessment and Rehabilitation", ISBN No.: 978-0-662-05049-0 (Public Safety Canada).

藤本哲也「諸外国の性犯罪者対策」『罪と罰』第50巻4号(2013年)5-20頁。

ジョー・マキュー (監訳: 依存症からの回復研究会)『ビッグブックのスポンサーシップ—依存症から回復する12ステップ・ガイド—』依存症からの回復研究会(2007年)。

ジョン・A・ハンター (訳者: 高岸幸弘)『性的問題行動を抱える青年の認知行動療法—治療者向けマニュアル—』日本評論社(2012年)。

法務総合研究所「平成18年版犯罪白書」(2006年)。

法務総合研究所「平成24年版犯罪白書」(2012年)。

法務省「性犯罪者処遇プログラム研究会報告書」(2005年)。

法務省「保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について」(2012年)。

五十嵐植人「英国における性犯罪者対策」『罪と罰』第50巻4号(2013年)65-85頁。

神谷昌利「ブリティッシュ・コロンビア州(カナダ)の性犯罪者処遇と新たな挑戦」『犯罪と非行』第154号(2007年)155-174頁。

勝田聡、羽間京子「保護観察所における性犯罪者処遇の在り方について—再犯リスクの分析を踏まえて—」『犯罪と非行』第176号(2013年)215-227頁。

名古屋保護観察所特別処遇実施班「保護観察所における性犯罪者処遇プログラムについて」『更生保護』第59巻第8号(2008年)6-11頁。

中村秀郷「更生保護の現場から」伊藤富士江編著「司法福祉入門(第2版)」上智大学出版(2013年)237-273頁。

中村秀郷「刑務所出所者等に対する就労支援の現状と課題—更生保護における就労支援に関する一考察—」『社会福祉士』第21号(2014年)16-23頁。

名執雅子、鈴木美香子「法務省における性犯罪者処遇プログラムの策定経緯とその基本的枠組みについて」『犯罪と非行』第149号(2006年)46-60頁。

大谷治子ほか「性犯罪者に対する保護観察処遇について—性犯罪者処遇プログラムの実施に向けて—」『犯罪と非行』第149号(2006年)71-87頁。

SA Japan 翻訳委員会「Sexaholics Anonymous Japanese translation Version(セックスアホーリクス・アノニマス日本語訳(SAホワイトブック))」SA Japan 翻訳委員会(2010年)。

佐藤郁哉「質的データ分析法」新曜社(2008年)。

里見有功「保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実践」伊藤富士江編著「司法福祉入門(第2版)」上智大学出版(2013年)274-275頁。

妹尾栄一「カナダにおける性犯罪者処遇システム」『罪と罰』第50巻4号(2013年)55-64頁。

染田恵「犯罪者の社会内処遇における最善の実務を求めて—実証的根拠に基づく実践の定着、RNRモデルとGLモデルの相克を超えて—」『更生保護学研究』創刊号(2012年)123-147頁。

シャッド・マルナ(監訳: 津富宏、河野莊子)『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」』明石書店(2013年)。

生島浩「更生保護と社会福祉との連携の意義と課題—犯罪者の地域生活支援を担う—」『犯罪と非行』第167号(2011年)26-40頁。

只野智弘「横浜保護観察所における性犯罪者処遇プログラムについて」『更生保護』第63巻11号(2012年)36-39頁。

多久島晶子「保護観察所における性犯罪者処遇プログラムについて」『犯罪と非行』第149号(2006年)61-70頁。

東京保護観察所特別処遇実施班「性犯罪者処遇プログラムの実施について」『更生保護』第60巻12号(2009年)24-27頁。

富田優「矯正と更生保護の連携」『更生保護』第62巻9号(2011年)11-16頁。

浦田洋「性犯罪者処遇の新しい流れ—良い生活モデル(GLM)とは何か」『刑政』第124巻12号(2013年)36-48頁。

ウヴェ・フリック(翻訳: 小田博志ほか)『質的研究入門—「人間の科学」のための方法論』春秋社(2002年)。

Ward, T., 2012, The Rehabilitation of Offenders: Risk Management and Seeking Good Lives(監訳: 小長井賀典)『犯罪者の更生: 再犯危険性の管理と善い人生の追求』『更生保護学研究』創刊号(2012年)57-95頁。

山本麻奈「性犯罪者処遇の現状と展望(第1回)性犯罪者処遇プログラムの概要について: 最近の取組を中心に」『刑政』第123巻9号(2012年)56-64頁。

矢野恵美「北欧における性犯罪規定とその対策」『罪と罰』第50巻4号(2013年)21-37頁。

The present state and problems concerning the sex offender treatment program in offenders rehabilitation

— A study on how to treat sex offenders —

Hidesato Nakamura

Kazunori Otsuka

Abstract

The purpose of this study is to examine the prospects and potential problems of a sex offender treatment program, which includes cognitive behavior therapy. This offender rehabilitation program was introduced in 2006 in Japan. This study was conducted on 22 probation officers who had experience with a sex offender treatment program in A probation office. Surveys were conducted using a semi-structured written questionnaire. Qualitative data was gathered and analyzed. Upon classification of the problems associated with a sex offender treatment program, 7 categories and 18 subcategories were defined based on content analysis. In addition, 34 topics were extracted from the data. The author examined the categories by considering the results of the surveys in addition to previous research and statistics and practices. These results suggest that there is room for improvement on some contents of the program and the support system in order to aid the sex offenders much more effectively.

Keywords : Offenders rehabilitation, Sex offender treatment program, Cognitive behavior therapy, Risk-need-responsivity model
